



# 資料編

---

KUMAMOTO CITY



## 第 3 章 関連

## 資料1 緑地の現状

施設緑地、地域制緑地の市街化区域と市街化調整区域における面積を示します。

(ha)

分類		緑地の種類	市街化区域	市街化調整区域	市域
施設緑地		都市公園	380	326	706
		河川区域	24	399	424
		道路緑地	32	8	40
		学校緑地	68	38	107
		公共施設	48	5	53
		社会体育施設	3	4	8
		生活環境保全林	0	150	150
		計	555	930	1,489
地域制緑地	法による地域	保安林	2	1,029	1,663
		風致地区	264	1,338	1,602
		農用地区域	0	9,790	12,858
		計	266	12,157	16,123
	条例	県立自然公園	133	3,402	6,367
		環境保護地区	14	0	14
		計	147	3,402	6,381
	協定	緑地協定	102	0	102
		計	102	0	102
			<b>重複面積</b>	<b>47</b>	<b>2,443</b>
		<b>合計</b>	<b>1,023</b>	<b>14,046</b>	<b>19,755</b>
		<b>区域面積</b>	<b>10,685</b>	<b>24,862</b>	<b>39,025</b>
		<b>緑被率 (%)</b>	<b>10%</b>	<b>56%</b>	<b>51%</b>

※都市公園は、熊本市の都市公園【令和元年度（2019年度）】

※河川区域、学校緑地、公共施設、社会体育施設は、熊本市緑被率調査業務【平成30年度（2018年度）】（調査結果を基に区域を抽出し計測）。

※道路緑地は、航空写真【平成29年度（2017年度）】（航空写真を基に位置を抽出し計測）。

※生活環境保全林は、森の都 - 熊本市の自然とみどり - 【平成29年度（2017年度）】

※保安林、県立自然公園は国交省 国土数値情報のデータ【平成27年度（2015年度）】を用いて計測。

※風致地区は、熊本市 GIS データ【令和2年（2020年）7月】

※環境保護地区、緑地協定は、熊本市資料【令和元年度（2019年度）】。

## 資料 2 都市公園の種類

本市の都市公園の種類を示します。

種類	種別	内容
住区基幹公園		市民の安全で快適な住環境を形成する上で必要とされる公園です。街区公園、近隣公園、地区公園の3種類があり、住区(概ね校区)を基本単位として系統だてて整備することが基本とされています。
	街区公園	911箇所、約98haを供用しており、市民一人当たりの面積は1.33㎡です。箇所数は公園全体の9割程度を占めますが、面積は1割ほどです。この中には、開発行為で設置される公園等346箇所を含んでおり、1,000㎡以上の公園は274箇所、約64haで一人当たり0.96㎡の整備水準となっています。
	近隣公園	29箇所、約43haを供用しており、市民一人当たり0.58㎡の整備水準です。地域のコミュニティを形成する都市計画上最も基本的な公園です。
	地区公園	7箇所、約32haを供用しており、市民一人当たり0.43㎡の整備水準です。西区に柿原公園、小島公園、城山公園、北区に八景水谷公園、瑞巖寺公園、植木総合スポーツセンター公園、南区に田迎公園が供用されています。
都市基幹公園		都市の骨格形成上最も重要な公園のことであり、総合公園と運動公園の2種類があります。
	総合公園	休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園です。北区に合志川河川公園、植木三ノ岳の森公園、中央区に熊本城公園、南区に雁回公園、西区に石神山公園の5箇所、約102haを供用しています。
	運動公園	運動の利用に供することを目的とする公園です。東区に県民総合運動公園、中央区に水前寺運動公園、西区に白川中原緑地の3箇所、合計約115haを供用しています。
大規模公園	広域公園	一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とした公園です。水前寺江津湖公園、約126haを供用しています。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏から発生する広域レクリエーション需要の充足に資する公園で、熊本市では供用している公園はありません。
特殊公園 (風致公園、歴史公園、墓園) ・都市緑地等		風致公園、歴史公園、墓園の3種類があります。風致公園は7箇所、歴史公園は16箇所、墓園は3箇所、合計26箇所、約108haを供用しています。 また、都市緑地は、主に都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設置され、52箇所、約82haを供用しています。

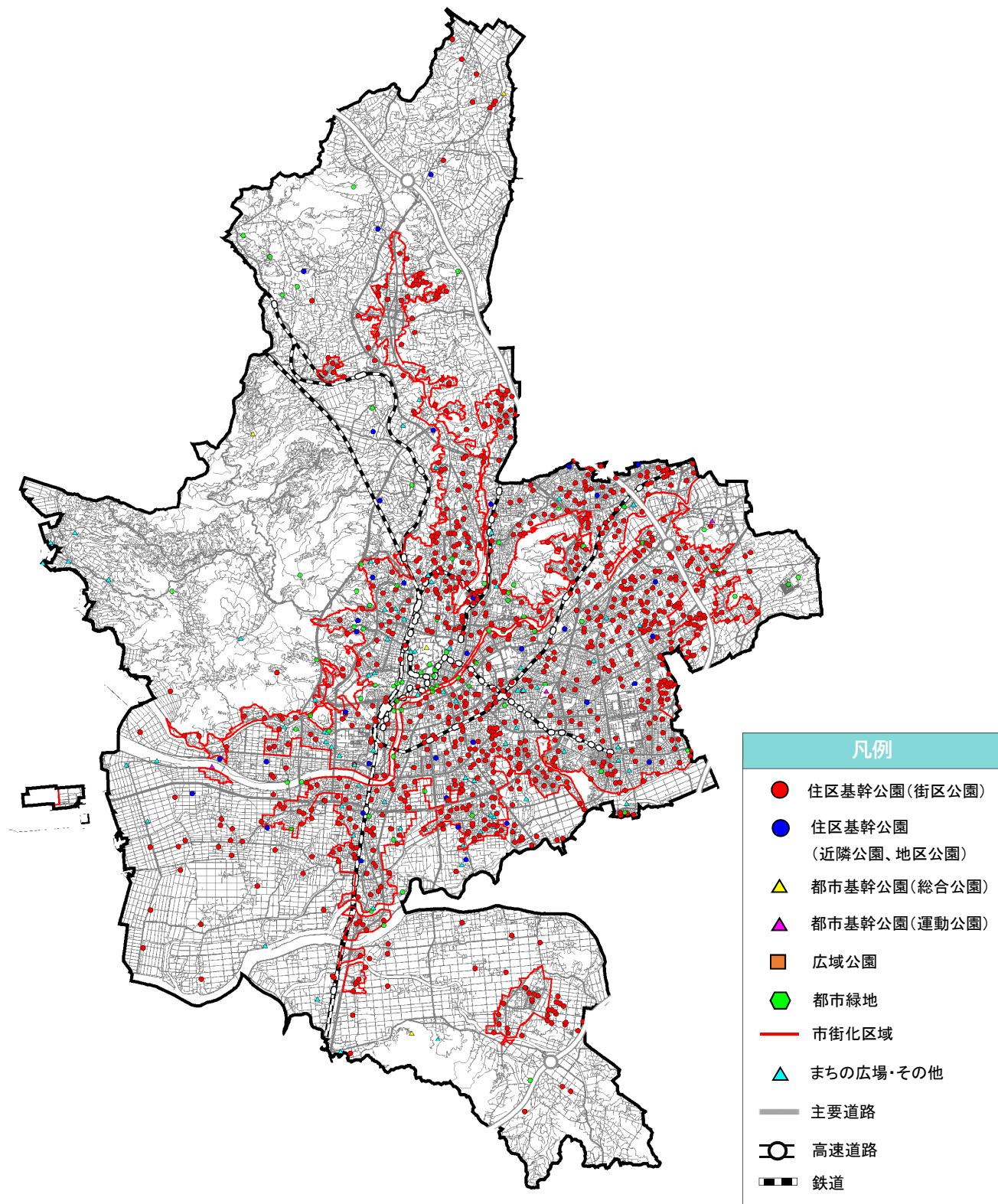
資料：熊本市資料【令和2年（2020年）3月】

種類	種別	内 容
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に住居する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に住居する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に住居する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における生活環境改善を目的とする公園（カントリーパーク）で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地域生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション 都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝 緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓場等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1haを標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ること目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。
都市林	市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるように十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
広場公園	市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	

資料：公園緑地マニュアル【平成29年度（2017年度）】

### 資料 3 都市公園の現状

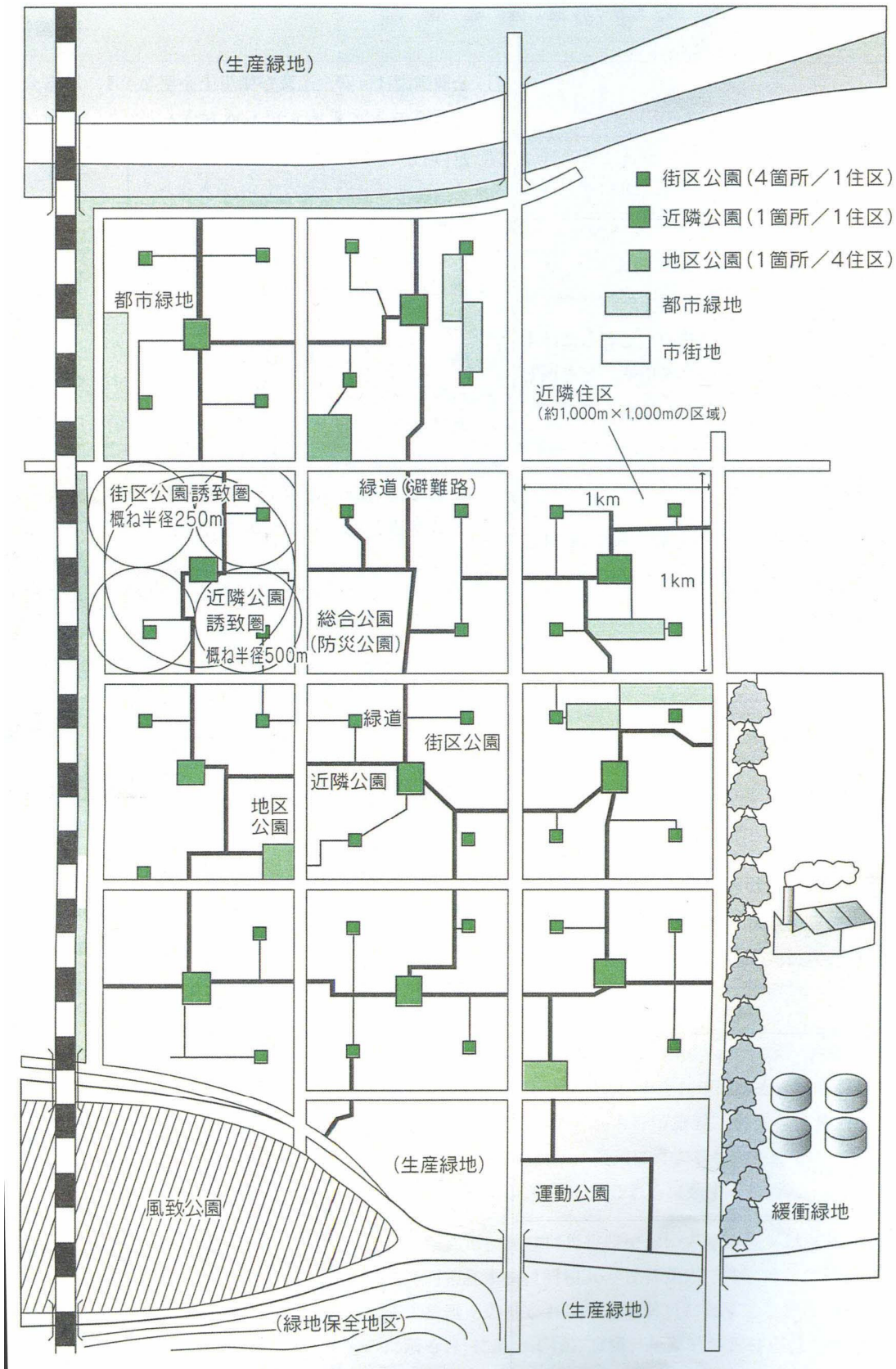
都市公園の配置状況を示します。



資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市 GIS データ【令和 2 年（2020 年）7 月】

## 資料 4 都市公園等配置模式

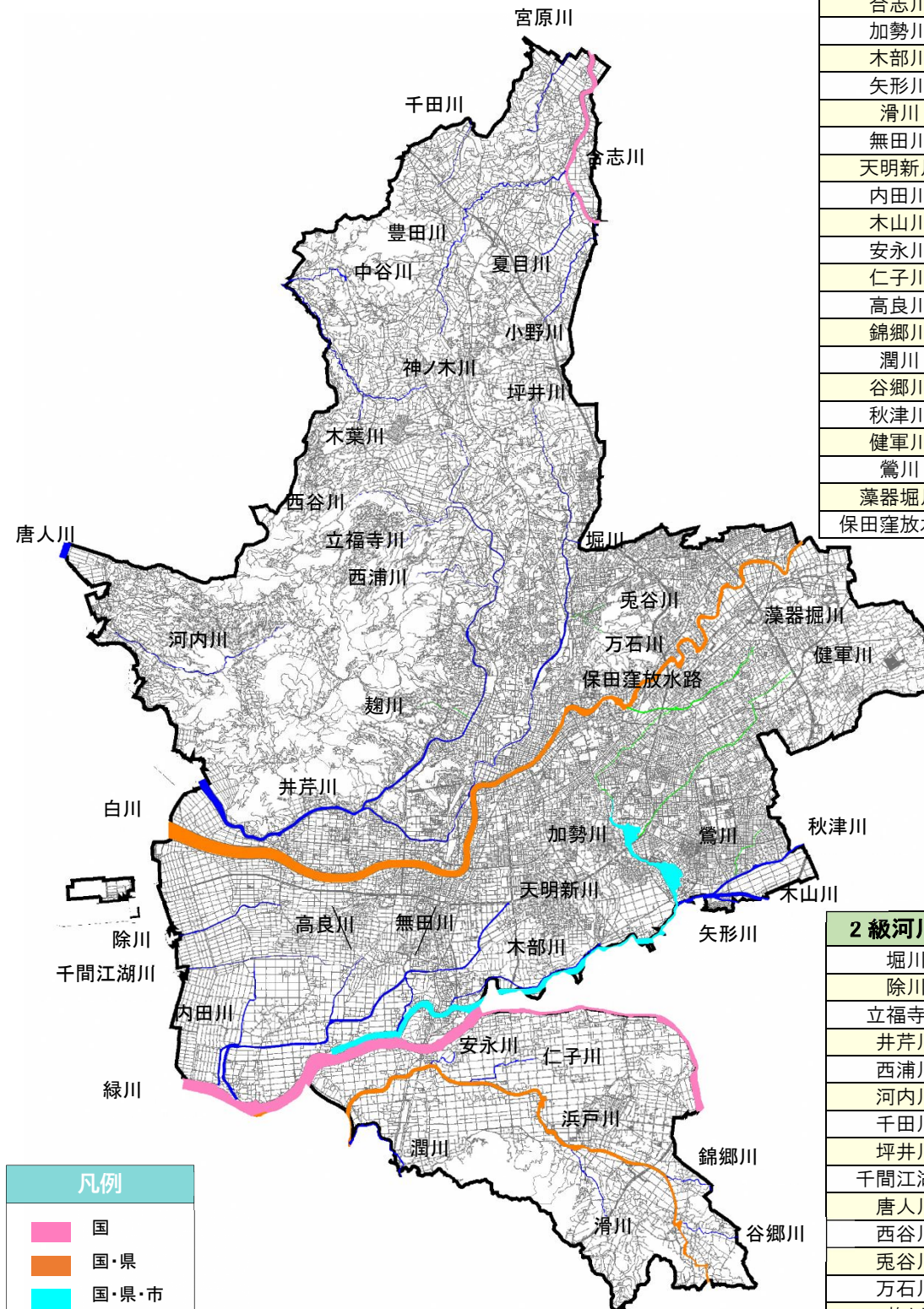
都市公園の配置の模式を示します。



資料：熊本市の都市公園【令和元年度（2019年度）】

## 資料 5 河川の現状

本市の主な河川の位置を示します。



1級河川名	管理者
浜戸川	国・県
白川	国・県
緑川	国
合志川	国
加勢川	国・県・市
木部川	県
矢形川	県
滑川	県
無田川	県
天明新川	県
内田川	県
木山川	県
安永川	県
仁子川	県
高良川	県
錦郷川	県
潤川	県
谷郷川	県
秋津川	県
健軍川	市
鶯川	市
藻器堀川	市
保田窪放水路	市

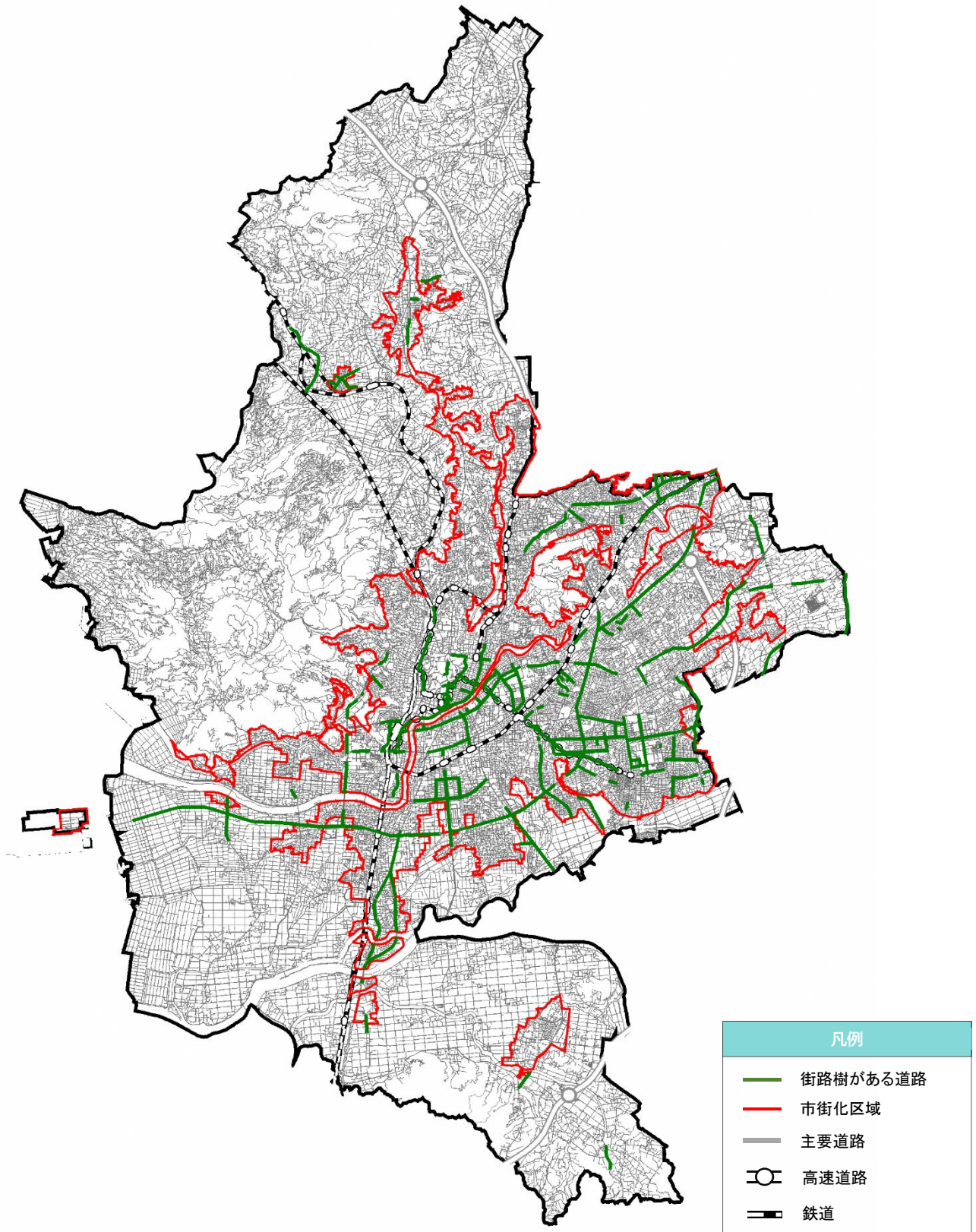
2級河川名	管理者
堀川	県
除川	県
立福寺川	県
井芹川	県
西浦川	県
河内川	県
千田川	県
坪井川	県
千間江湖川	県
唐人川	県
西谷川	県
兎谷川	市
万石川	市
麴川	市

資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市 GIS データ【令和 2 年（2020 年）7 月】



## 資料 6 街路樹の現状

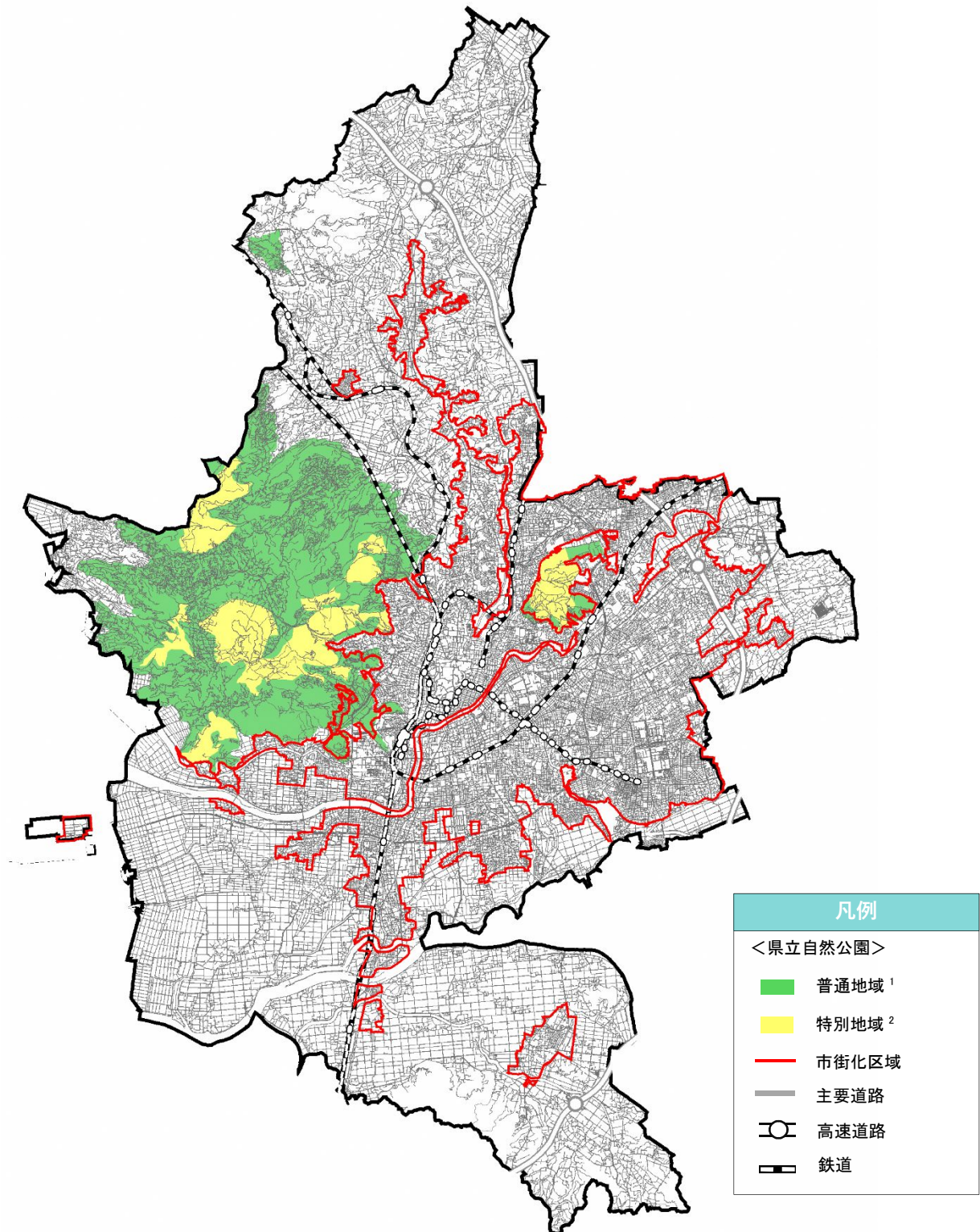
本市の街路樹が植えられている道路を示します。



資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市航空写真【平成 29 年度】（航空写真を基に位置を抽出し計測）

## 資料 7 県立自然公園

本市の県立自然公園の位置を示します。



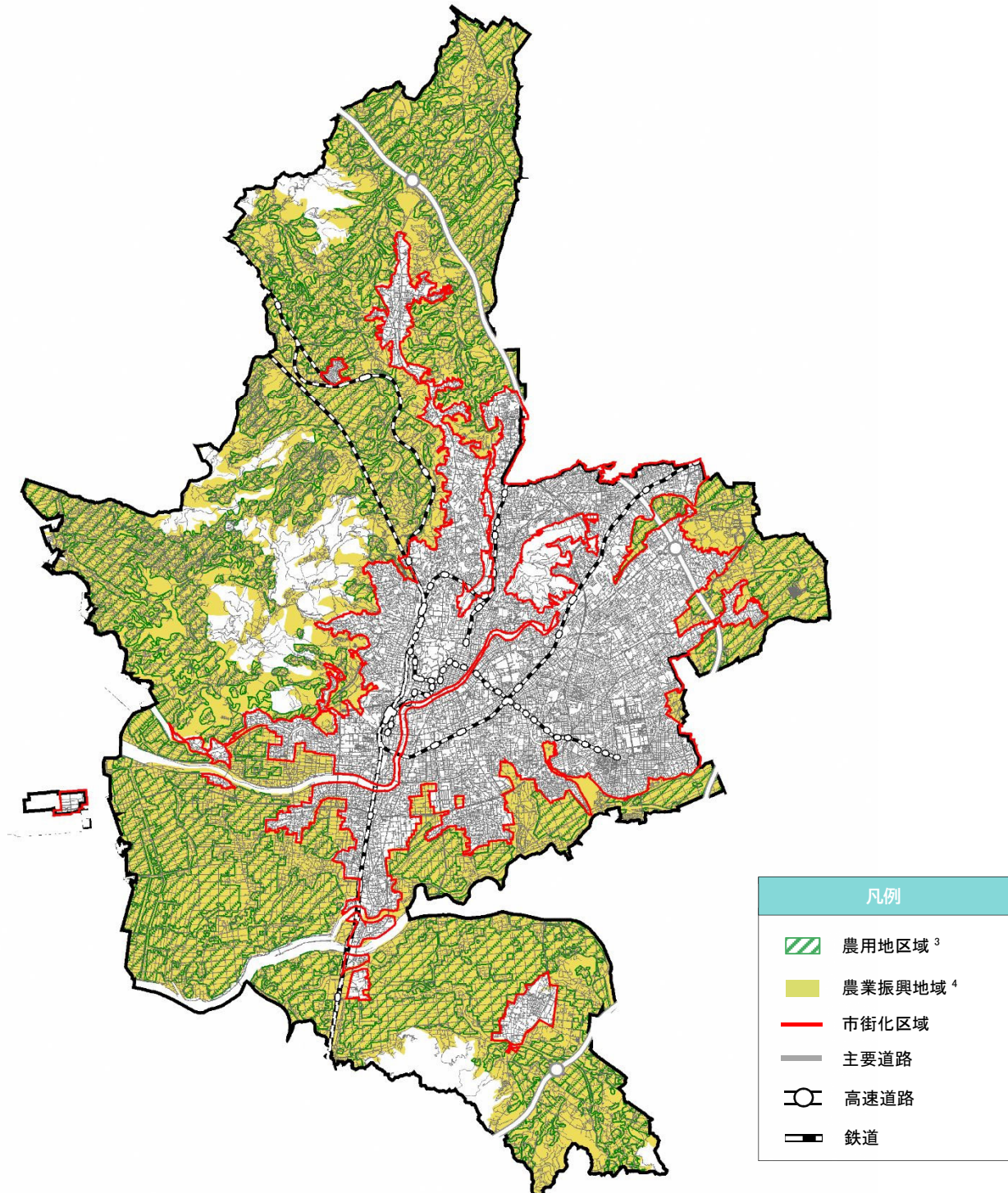
資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市 GIS データ【令和 2 年（2020 年）7 月】

<sup>1</sup> 自然公園区域のうち、特別地域に含まれない地域で、特別地域と自然公園以外の地域との緩衝地域。

<sup>2</sup> 風致を維持する必要性が高い地域。必要性に応じて第 1 種から第 3 種までである。

## 資料 8 農用区域、農業振興地域

本市の農用区域、農業振興地域の位置を示します。



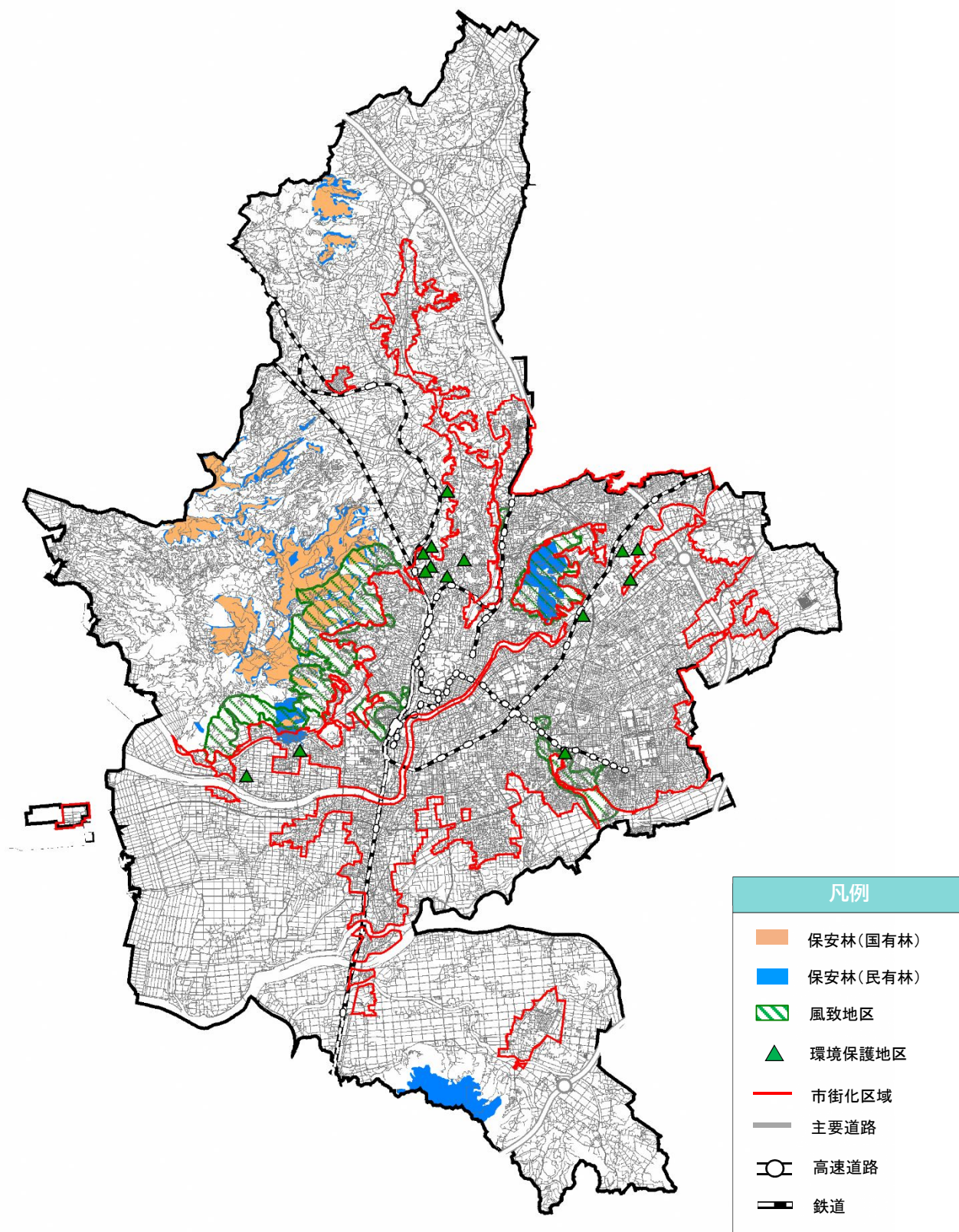
資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、国交省 国土数値情報【平成 27 年度】

<sup>3</sup> 農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地のこと。

<sup>4</sup> 今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。

## 資料 9 保安林、風致地区、環境保護地区

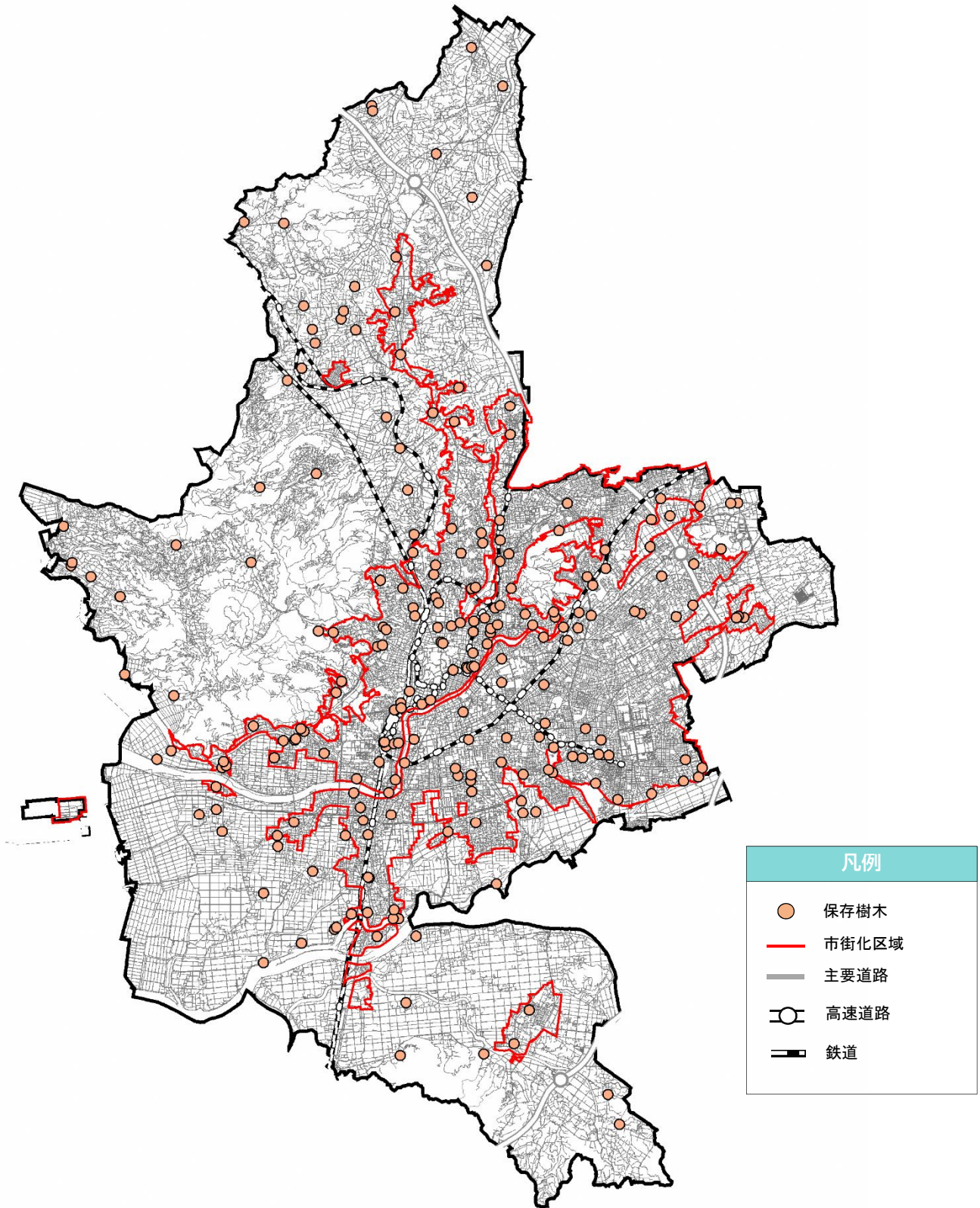
本市の保安林、風致地区、環境保護地区の位置を示します。



資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市 GIS データ【令和 2 年（2020 年）7 月】、  
熊本市資料【令和 2 年（2020 年）7 月】

## 資料 10 保存樹木

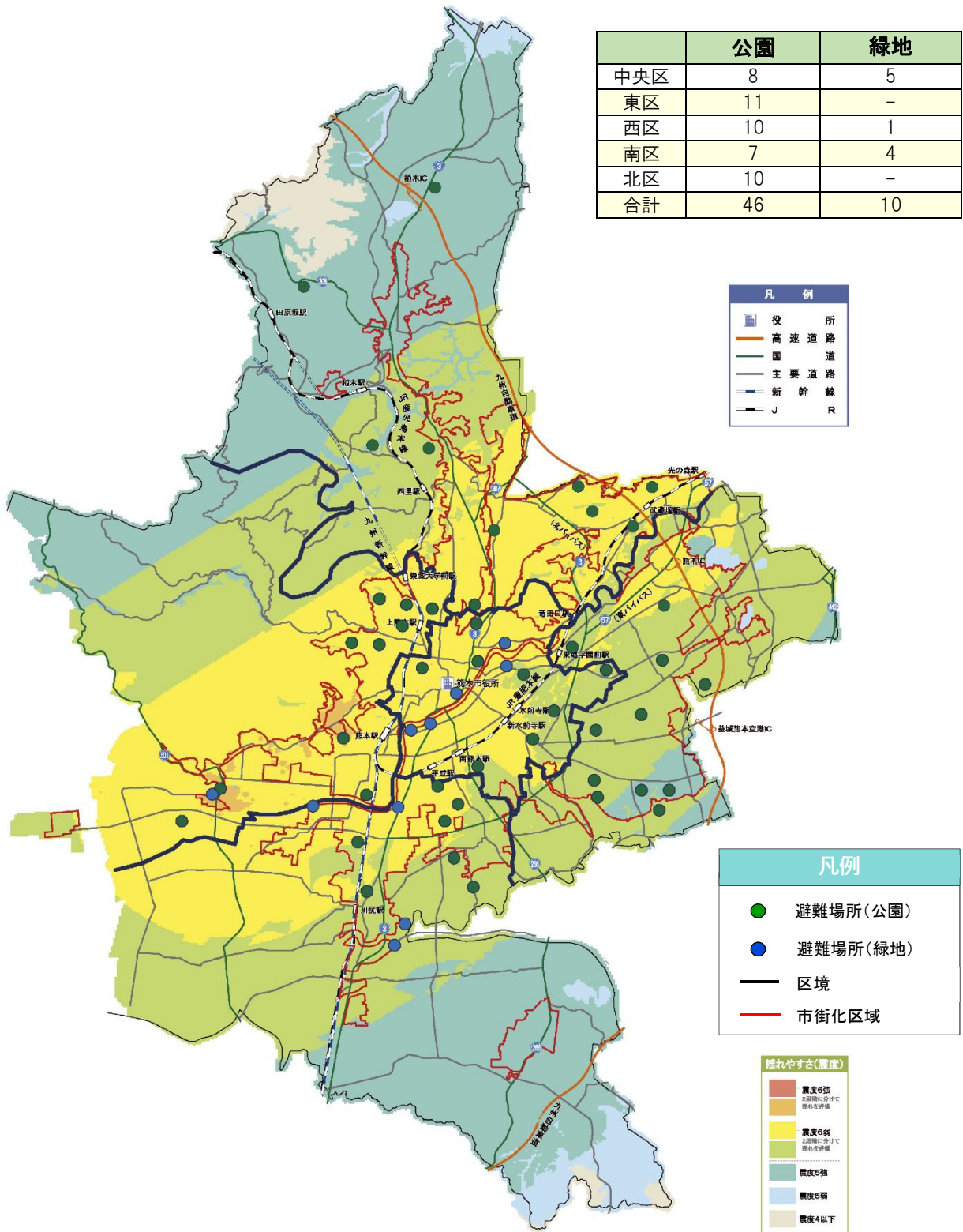
本市の保存樹木の位置を示します



資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、熊本市資料【令和 2 年（2020 年）7 月】

## 資料 11 緑と防災・減災（避難場所）

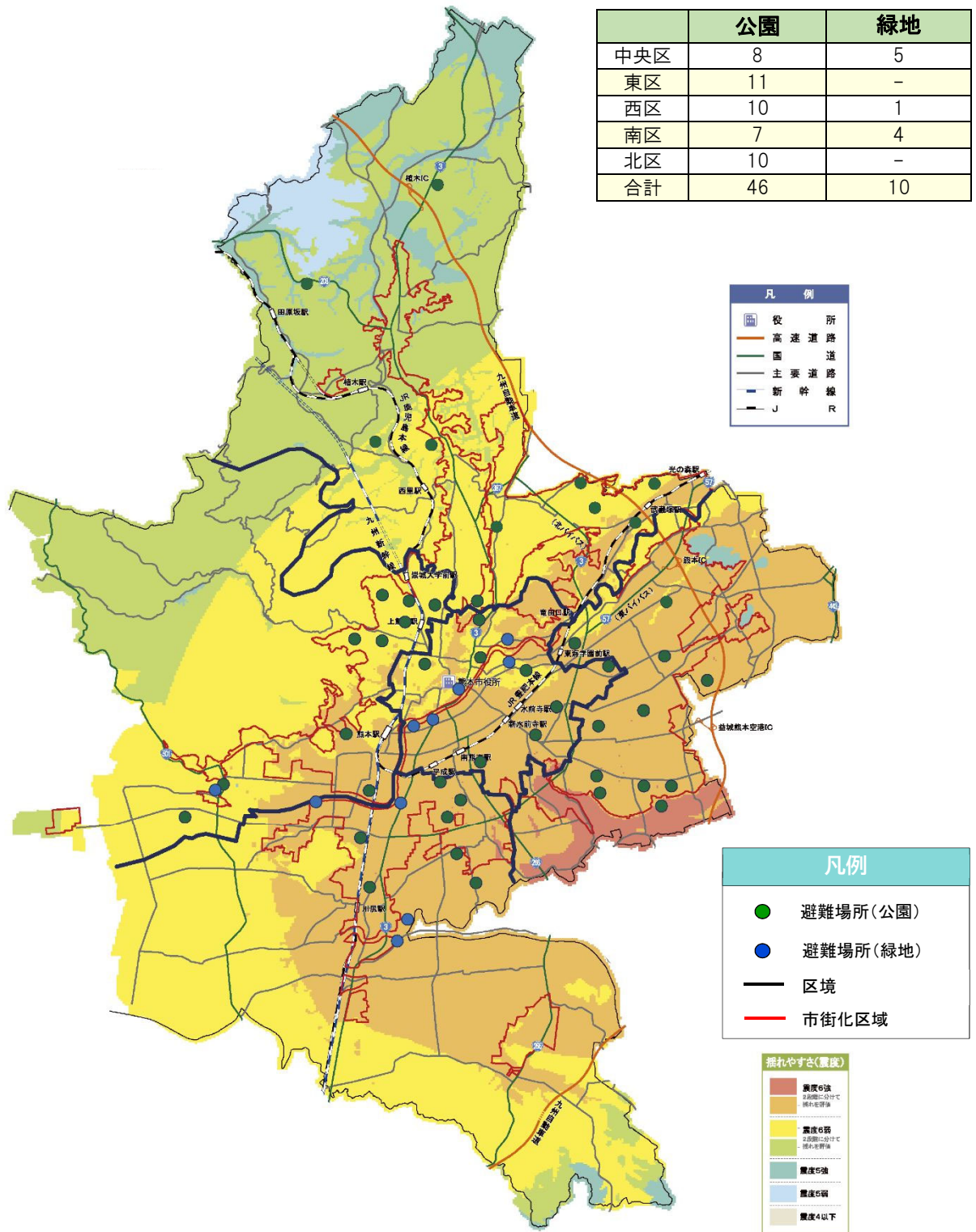
立田山断層地震による揺れの強さ及び避難場所（公園・緑地）の位置を示します。



資料：熊本市地震ハザードマップ、

熊本市地域防災計画【令和3年（2021年）1月】に示される指定緊急避難場所（一時避難場所）

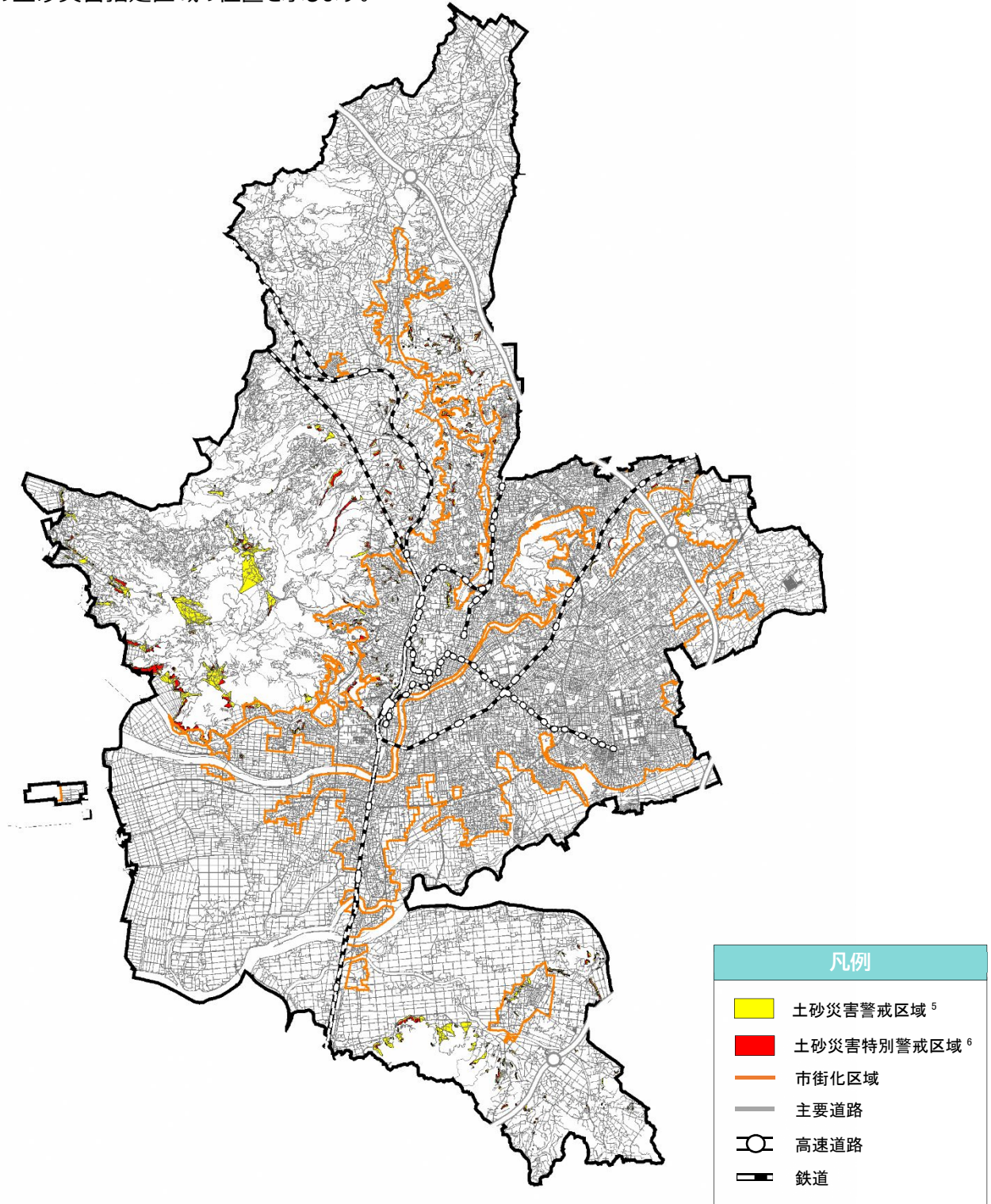
布田川・日奈久断層地震による揺れの強さ及び避難場所（公園・緑地）の位置を示します。



資料：熊本市地震ハザードマップ、  
熊本市地域防災計画【令和3年（2021年）1月】に示される指定緊急避難場所（一時避難場所）

## 資料 12 緑と防災・減災（土砂災害警戒区域等）

本市の土砂災害指定区域の位置を示します。



資料：国土地理院 基盤地図情報【平成 26 年度（2014 年度）】、  
熊本市地域防災計画【令和 3 年（2021 年）1 月】に示される土砂災害警戒区域等

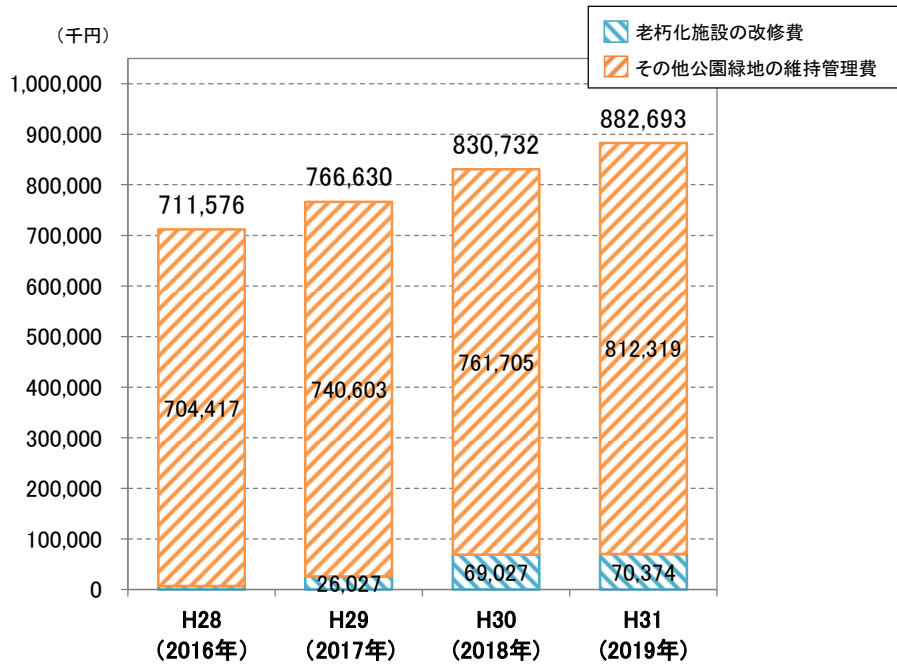
<sup>5</sup> 土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

<sup>6</sup> 土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。



### 資料 13 緑の維持管理（公園緑地への財政支出の推移）

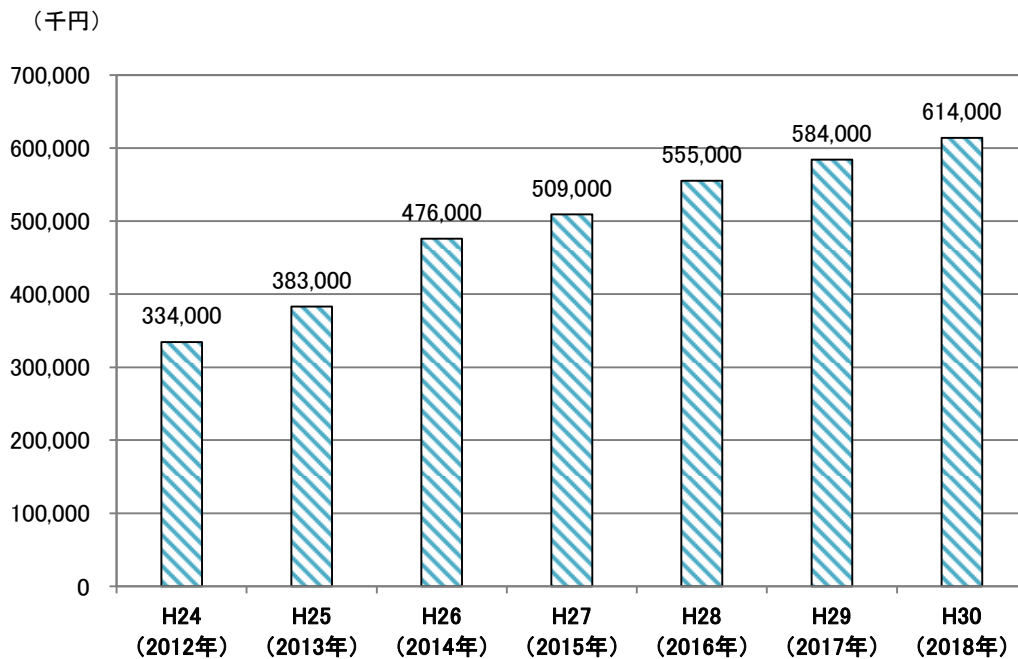
公園緑地に必要な事業費の推移を示します。



資料：熊本市資料【令和 2 年（2020 年）3 月】

### 資料 14 緑の維持管理（街路樹管理・道路除草財政支出の推移）

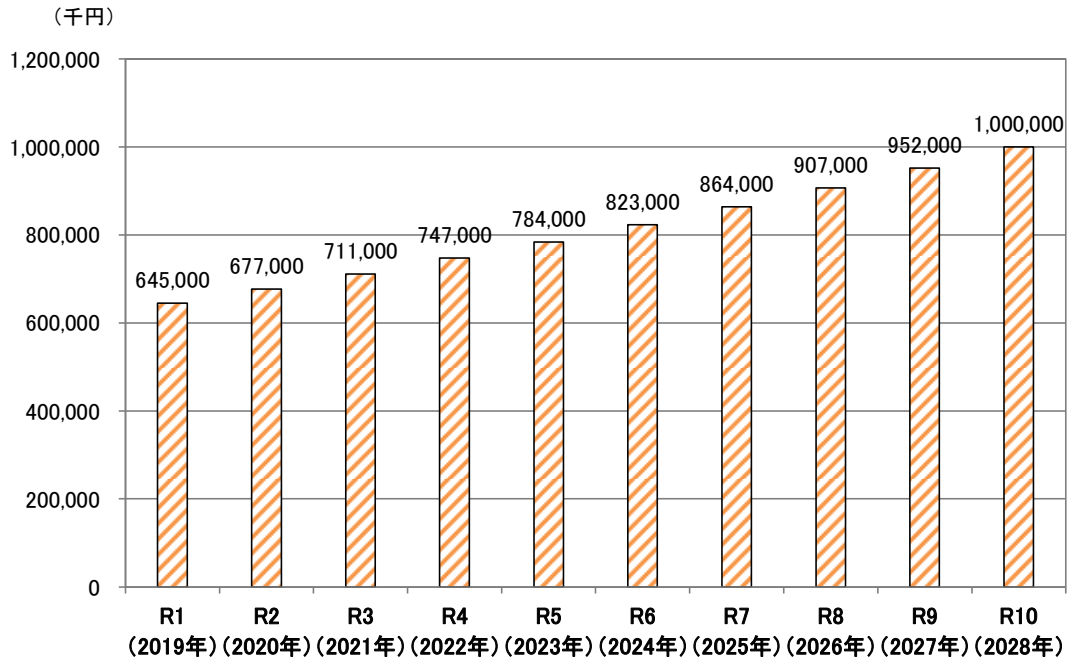
街路樹管理と道路除草の財政支出の推移を示します。



資料：第 1 期 熊本市域街路樹再生計画【令和 2 年（2020 年）3 月】

## 資料 15 緑の維持管理（街路樹管理・道路除草経費見通し）

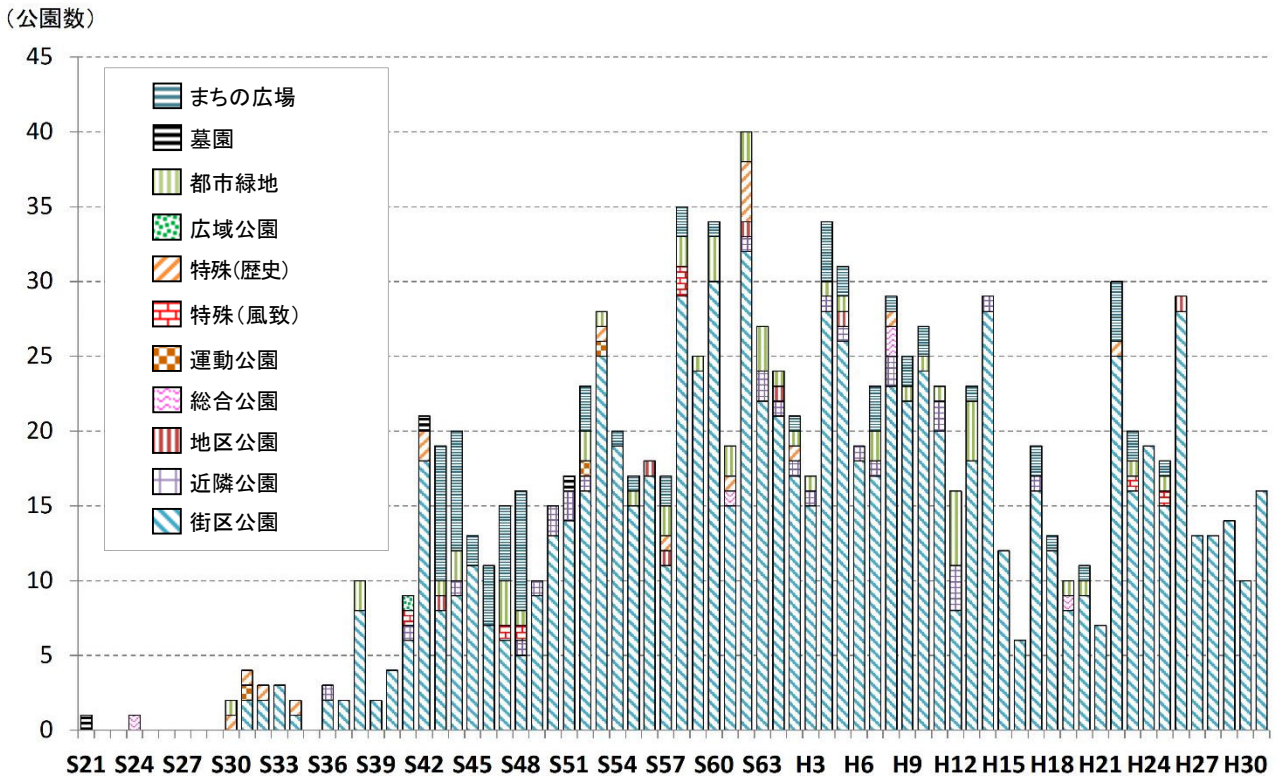
街路樹管理と道路除草の今後の見通しの推移を示します。



資料：第1期 熊本市域街路樹再生計画【令和2年（2020年）3月】

## 資料 16 緑の維持管理（公園開設数の推移）

本市の公園開設数の推移を示します。



資料：熊本市資料【令和2年（2020年）3月】